

修習給付金の創設に関する改正裁判所法の成立にあたっての会長声明

1 2017（平成29）年4月19日、司法修習生に対して修習給付金を支給する制度を創設する改正裁判所法（以下「本法」という）が成立した。これにより、本年に採用される第71期以降の司法修習生に対して、修習給付金が支給されることとなる。

当会は、司法修習生に対する給付型の経済的支援について御賛同・御支援いただいた市民や団体の方々、御賛同いただいた国会議員の方々をはじめとする関係各位に対し、心から感謝申し上げます。

2 当会において2016（平成28）年1月20日に発した「司法修習生に対する給付型の経済的支援を求める会長声明」にて指摘したとおり、法曹の養成は、単なる個人的資格の取得の問題ではなく、基本的人権を擁護し、社会正義を実現する「公共財」としての人材を養成し、ひいては司法制度基盤を確立できるかという法治国家の根本にかかわる問題である。経済的事情によって法曹への途が閉ざされる事態が続けば、法曹養成に支障を来し、司法制度基盤が崩れ、法治国家の根本が脅かされることとなる。

本法は、司法修習生に対する一律での給付を実現する内容であり、司法修習生の経済的困窮を幾分か和らげるものである。したがって、当会としても、本法の成立自体については、司法修習生に対する経済的支援の前進と評価する。

3 しかし、本法には、2つの課題がある。

修習給付金として予定されるのは、基本給付金として一律月額13万5000円、住居給付金（上限3万5000円）及び移転給付金である。これは、修習専念義務により原則として副業が禁止される司法修習生にとって、経済的不安なく司法修習を行うための費用としては、必ずしも十分ではない。

また、2011（平成23）年から2016（平成28）年までに採用された司法修習生は、貸与制の下、経済的給付を受けられなかった。そのため、本年以降に採用される司法修習生との間で、著しい不公平が生じる。このような不公平を解消するための措置が必要不可欠であるが、本法はこの点について何ら言及しない。

4 当会は、本法の成立をひとまず前進と受け止めるとともに、2つの課題を解消すべく、引き続き取り組みを続けていく所存である。

2017（平成29）年6月30日
釧路弁護士会
会長 荒井 剛